

# 京都市大學經濟學會 經濟論叢

第三十二卷 第五號

昭和六年五月一日發行

## 論叢

人稅物稅の分界並に特徴……………法學博士 神戸正雄  
 人口密度と經濟生活……………經濟學博士 沙見三郎  
 數學的經濟學の論理的構造の批判……………文學博士 米田庄太郎

## 說苑

米の生産地と消費地との對立……………經濟學士 谷口吉彦  
 信用と資本……………經濟學士 中谷實  
 國勢調査に於ける人口の概念……………經濟學士 岡崎文規

## 雜錄

都市公企業の財政的意味……………經濟學士 大谷政敬  
 植民的活動に於ける政治的支配に就いて……………經濟學士 金持一郎  
 歴史哲學に就いて……………經濟學士 竹中靖一  
 ・ムドワエルの『綜合經濟學』概念……………經濟學士 桑原晋

## 法令

地租法・營業收益稅法中改正法律・砂糖消費稅法中改正法律・織物消費稅法中改正法律

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

## 國勢調査に於ける人口の概念

岡崎 文規

### 一

國勢調査に於ても、調査單位の確實性と調査結果の合目的性とを期待する必要上、Wie, Wann の四問題が最も重要視されてゐる事は、自餘の統計調査に於けると何等異なる所はない。(註一) 國勢調査に於て「調査されるものは誰であるか?」と言ふ問題に對しては、躊躇なく「人口である!」と答へる事が出来るであらう。<sup>1)</sup> 近世の國勢調査の沿革から見ても、Censusと言ふ文字は主として人口調査の意味に使用せられ、其の調査主體は殆んど人口に限られてゐたのであつたが、近來、Census と言ふ文字を廣く使用して、農業調査又は産業調査も Agricultural Census 又は Production Census と呼んでゐる。しかし之は全く例外的事例に過ぎない。國勢調査に於ける調査事項の範圍に關しては、別の機會に考察する積りであるが、其の内で、人口そのものは最も重要な地位を占めてゐる。

(註一) 財部博士も調査規定に關する重要問題として、「誰を」「何を」「如何に」「何時」の四つを擧げてゐられるし、汐見博士も、經濟統計に關し、之と同一の四問題を示してゐられるが、<sup>2)</sup> 之に反して、二階堂氏に在つては、單位觀察の四要諦は多少異つてゐて、「何を」「何時」「何所で」「誰が」となつてゐる。<sup>3)</sup>

- 1) Mayr, Die Gesetzmässigkeit im Gesellschaftsleben. S. 101.  
Schnapper-Arndt, Sozialstatistik. S. 65.  
Rümelin, Bevölkerungslehre (Schönbergs Handbuch der politischen Ökonomie. Bd. II. S. 885)
- 2) Schnapper-Arndt, a. a. O., S. 65 ff.
- 3) Thompson, An Agricultural Census (Journal of the Royal Statistical Society.

然らばこの人口とは何であるか？人口の意義に關して、Rumelin は、一定の政治的地域内に於ける個人の總量であると定義してゐる。<sup>9)</sup>この外に Ficks, Most, Zizek, Mombert の見解も殆んど之に一致してゐて、この定義は、統計學者並に人口學者によつて、最も廣く、一般に、承認せられてゐるやうに思はれる。しかし國勢調査に於ける人口の概念の決定に關する限りに於ては、Bowley が既に指摘せるが如く、「一定の地域に於ける個人の總量」と言ふ用語の意味其者が極めて曖昧で、餘りにも漠然としてゐる。國勢調査に於ては種々なる人口の種類が問題となり得るのである。Fabricius は既に七種の人口を擧げてゐる。<sup>10)</sup>そして國勢調査に際しては、如何なる種類の人口を調査す可きであるかに關して、國際統計會議並に國際統計協會に於ても屢々討議せられた統計學者の間に於ても論争が續けられたのである。<sup>11)</sup>嘗て Mosseri の唱道せるが如き世界國勢調査が實施せられ、一定時點に於ける世界の總人口、或は外國との交通稀なる國家の總人口のみを明らかにせんとするが如き場合に於ては、實際上、脱漏や二重計算に基く誤謬の危険は避け得られないとしても、理論上、其の調査は比較的に簡單である。<sup>12)</sup>と言ふのは、調査時に、調査場所に現在する凡ゆる人員を實査すれば足りるからである。然るに今日行はれてゐる各國の國勢調査を見るに、一國を分割して地方自治體別或は市町村別に調査區劃を設けてゐる。そして調査主體たる人口は、調査時に、必らずしも自己の調査區劃に定住してゐるとは限らないのである。國勢調査の結果を、學問上、行政上に利用する目的から言つて、各調査區劃に於ける人口を綜合して、全國の人口を知ると共に、各調査區劃に於ける人口其者が又重要な意義を有つてゐるのである

March. 1925. P. 185 ff.)

Nerschmann, Die englische Productionserhebung vom 1907 (Allg. Stat. Archiv. 1914. S. 53 ff.)

- 4) 財部博士、國勢調査問題講話 六一頁  
 5) 財部博士、國勢調査問題講話 九四頁  
 沙見博士、經濟統計研究 三五頁

から、調査時に、其の調査區劃に現在する者を以て、果して其の調査區劃に於ける正常人口と見る事が出来るか否かについて大なる疑問が生ずる譯である。更に又、國勢調査に於ては種々なる種類の人口が考へられるとするならば、只だ單に一種の人口を調査するのみで満足し得るものであるか。ベルリンに於ける第五回國際統計會議の決議に見られるが如く、二種の人口（事實人口並に法律人口）を、同時に、調査す可き要求も存在し得る譯である。<sup>13)</sup>

通常、一定地域に於ける個人の總量を以つて、人口であると定義しても別に差支へはないが、國勢調査に於ける調査主體たる、人口を確實に實査し、尙ほまた、之を社會事情の諸研究に利用する目的から見て、國勢調査に於ける人口の觀念を更に吟味する事は、大いに意義ある事と信ずるのである。<sup>14)</sup>

(註二) Fabricius は左の七種の人口を擧げてゐる。

- イ、現在地(事實)人口 (ortsanwesende [factische] Bevölkerung)
- ロ、住居人口 (Wohnbevölkerung)
- ハ、繼續的滞在人口 (Bevölkerung mit dauernde Bevölkerung)
- ニ、定住人口 (ansässige Bevölkerung)
- ホ、本籍人口 (ortsangehörige Bevölkerung)
- ヘ、國籍人口 (staatsangehörige Bevölkerung)
- ト、出生地人口 (Geburtsbevölkerung)

二

調査主體としての人口觀念を餘りに複雑ならしむる事は、國勢調査を實施する上に、却つて無

6) 二階堂保則、統計學綱要 五一頁  
 7) Rümelin, a. a. O., S. 829.  
 8) Fireks, Bevölkerungsstatistik und Bevölkerungslehre. S. 1.  
 Most, Bevölkerungswissenschaft. S. 1.  
 Zizek, Grundriss der Statistik. S. 232.  
 Mombert, Bevölkerungslehre. S. 1.

用の混亂を招く恐れがあると言ふので、一八七二年、St. Petersburg に於ける第八回國際統計會議では、國勢調査に於て調査す可き人口として、(イ)事實人口或は現在人口、(ロ)住居人口、(ハ)法律人口の三種類を規定し、<sup>15)</sup> 尙ほ其の解説に従へば、事實人口と言ふのは、調査時に、現に其の調査地に現在する人口であり、住居人口と言ふのは、調査地に生活の本據を有する人口であつて、調査時に於ける、一時的不在者を加へ、又一時的現在者を除去したる人口であり、最後に、法律人口とは、調査地に本籍を有する人口である。この決議は、國勢調査上、調査主體として人口觀念に關する議論の紛糾を、決定的に解決し得た譯のものではないが、其の主旨は、少なくとも、人口觀念の整理統一を期するにあつた。Fabricius が七種類の人口を擧げてゐる事は、既に述べた所であるが、所謂事實人口と住居人口とを一緒にして、之を事實人口と稱し、法律人口に對立せしめんとする者もあつたし、<sup>16)</sup> また、法律人口の觀念についても、種々なる見解が行はれてゐたのである。例へば Fabricius は<sup>17)</sup> 國民(市民)權 (Heimatsberechtigung) を有する者の總體であると言ひ、Correnti は<sup>18)</sup> 一地域に於ける眞實の人口密度を示すものであると言つてゐる。

この法律人口も、嘗ては調査主體として、國勢調査上、重要視せられた事があつた。即ち一八六三年、ベルリンに於ける第五回國際統計會議の決議により、「國勢調査をして行政上百般の需要に適應せしめんが爲めには、單に事實人口を調査するのみならず、尙ほ各地域に於ける法律人口をも調査する必要がある。<sup>19)</sup>」と規定されたのである。そして從來、其の他の種類の人口と共に、法律人口の調査せられた例は決して少なくないが、スエーデンでは、曾て、この法律人口が特に

- 9) Bowley, Elements of Statistics, 5. ed. (森敷樹氏譯、統計原論、三八頁)  
 10) Fabricius, Zur Theorie und Praxis der Volkszählungen (Zeitschrift des Königlich Preussischen Statistischen Bureaus. Jahrg. 8. S. 184)  
 11) Böhmert, Ortsanwesende Bevölkerung und Wohnbevölkerung (Allg. Stat. Archiv. Bd. 8. S. 180 und S. 177)  
 12) Mayr, a. a. O., S. 101.

重要視せられ、單に法律人口のみを調査主體として採擇した事があつた。<sup>20)</sup> 法律人口は、本籍別並に國籍別の二方面から觀察する事が出来るが、何れにしても、其の用途は行政上の目的にあつて、法律人口數を基準にして各地域の選舉權問題並に兵役問題等を解決せんとする國に在つては、之は存在の理由を有つてゐる。しかし斯くの如き行政上の目的を主にして、法律人口の調査を實施する事については大なる疑問がある。人口移動の著しき現代に於ては、法律人口は、CORNELIの期待するが如く、各調査地域に於ける眞實の人口密度を表示し得るものではないから、従つて社會事情研究の主旨より見て、之は實用に乏しいものであると言はざるを得ない。尙ほそれにも拘らず、法律人口の調査を必要とする場合には、之と同時に、社會事情研究の目的に利用し得る種類の人口を合せ調査する必要に迫られるのである。人口の經濟的活動、人口の動態現象（出生、婚姻、死亡等）の統計的研究に對して、其の基準となるものは、各調査地域に於ける正常的人口でなければならぬ。事實、法律人口は、今日の社會に於て、其の用途に乏しき<sup>21)</sup>のみならず、之を正確に調査する事も殆んど不可能であるとされてゐる。<sup>22)</sup> 國內に於て、他の調査區域に現在する者については、法律人口の調査は決して困難ではないが、國外に於ける不在者については、之を調査する事は大いに困難であり、時としては全く不可能の場合も少なくないからである。従つて現今の國勢調査に於ては、何れの國に於ても、調査地域に現在する外國人については、其の國籍を問ふけれども、自國民（植民地人を除き）の本籍を調査する事は殆んどないと言つてよい。ここに於て、國勢調査に於ける人口觀念に關する論點は、社會學的及び經濟學的立場より、専ら事實人口

13) Meyer, Das Princip der rechtlichen und der factischen Bevölkerung (Jahrb. f. Nat. und Stat. Bd. 6. S. 97)

14) 財部博士、人口とは何か(大正八年九月號雄辯初載、國勢調査問題講話二一二頁)

15) Schnapper-Arndt, a. a. O., S. 67.

16) Meyer, Das Princip der rechtlichen und der factischen Bevölkerung (Jahrb. f.

と住居人口とに集注される事となつたのである。

### 三

獨逸に於ても、Nürnberg, Danzig, Strassburg 等の諸都市又は關稅同盟 (Zollverein) に加盟せる諸聯邦が人口調査を實施せる歴史は相當に古いのであるが、獨逸全體としての第一回國勢調査は、一八七一年十二月一日に實施せられたのである。そして獨逸に於ける國勢調査の基準的要綱は、一八七〇年、ベルリンに於ける關稅同盟統計改良委員會 (Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins) の決議に據つてゐるものである。<sup>24)</sup> 獨逸關稅同盟に於ては、一八三四年、關稅收入を、關稅同盟に加盟せる諸聯邦に、其の人口數に比例して分配する爲めに、人口調査を行つたが、<sup>25)</sup> 最初、各世帯について、凡ゆる現在者を個別に調査したのではなく、現在者でも本籍を有せざる者を除外し、また不在者でも本籍を有する者も加入する事としたから、この人口は、住居人口と言ふよりも、一種の本籍人口であつて、普通、Zollabrechnungsbewölkung と呼ばれてゐるものである。<sup>25)</sup> 斯くの如き種類の人口が社會の正常人口を表示し得ない事は明らかであつて、この點に疑問が生じた結果、關稅同盟では、一八六三年に、現在人口を調査して、之を採用する事としたのである。そして一八七〇年には、關稅同盟の統計を一層完全ならしむる目的で、委員會を開催して、人口調査の調査主體として、如何なる種類の人口を調査すれば、理論上、最も適當であるかに關し、大いに討議したのである。Zeller, Rinnein 及び Pecker は住居人口を主張したのであつたが、大多數の委員の意見に従つて、現在人口が採用される事に決定したのであ

Nat. und Stat. Bd. 6. S. 99)

17) Fabricius, Rede in der ersten Section des berliner statistischen Congresses. Rechenschaftsbericht, Bd. 2. S. 124.

„ , Über factische und rechtliche Bevölkerung (Jahrb. f. Nat. und Stat. Bd. 10. S. 6. ff.)

18) Correnti, Rede in der fünften Plenarversammlung des berliner statistischen

る。<sup>27)</sup> 要するに、獨逸の國勢調査に於ては、現在人口主義が勝利を博した譯である。一八九〇年の國勢調査に於ては、獨逸統計局は、從來の主義を捨てて、一時的現在者については其の住居地を問ひ、また一時的不在者については(一)姓名(二)世帯主との關係(三)體性(四)生年月日(五)配偶關係(六)職業(七)想像し得る滯在地(八)兵役關係等を問ひ、住居人口主義を採用した事があるが、次の一八九五年の國勢調査に於ては、再び現在人口主義に復歸した。尙ほ諸都市の人口調査に於ては、一時的不在者並に一時的現在者をも調査した例は少なくないし、また住居人口主義を主張せる學者も稀ではなかつたが、結局、獨逸全體としての國勢調査は現在人口主義を固守し來つたのである。<sup>28)</sup> 尤も一九二五年の國勢調査は、職業調査並に經營調査と同時に實施せられ、從來の例を破つて、調査期日を六月十六日に變更する必要もあつた關係上、一時的不在者並に一時的現在者の實査も行つたのである。<sup>29)</sup>

ここで、現在人口主義は如何なる理論的根據の上に立つものであるかの問題に考察を進める順序であるが、國勢調査の結果に對する吾々の要求、換言すれば國勢調査實施の指標を、一應、明らかにして置く事は、本論を續けて行く上に、便利が多からうと信ずるのである。蓋し之を標準にして、初めて現在人口主義並に住居人口主義の、國勢調査上に於ける價值が評價され得るからである。

帳簿に基く從來の人口靜態調査方針を捨て、莫大なる經費を支出して迄も、國勢調査を定期に繰り返す方針を確定せる主旨は、第一に、其の調査結果の確實を期待する點にある。帳簿に基く

Congresses. Rechenschaftsbericht. a. a. O., S. 470.

19) Meyer, a. a. O., S. 97.

20) Programme de la quatrième Session du Congrès international de Sttistique, London. 1861. P, 123.

21) Mayr, Die Gesetzmässigkeit im Gesellschaftsleben. S. 102.

財部博士、人口とは何か(前出書 二一二頁)



人口靜態調査の結果は、極めて不確實である事は、今更、説明する迄もない。我國の人口靜態統計に於ては、如何なる點に、如何なる誤謬が含まれてゐるかは、既に竹内氏の詳細に説明せられた所である。また、不正確なる人口靜態統計を利用する事は、學問上、行政上、極めて危険多きものである事は、大正六年、保健衛生調査會より提出せられたる國勢調査實施に關する建議書<sup>10)</sup>を見ても明白である。しかし國勢調査の結果が單に確實である事のみを以つて、吾々は満足出來ないのである。先づ其の人口數の點のみについて見るも、それが確實であると同時に、人口の常態を表示してゐるものである事を要求する。ある地域に於ける人口は、夏期に、特に多く、また、他の地域に於ける人口は、冬期に特に多い事があり得る。例へば伊太利のトスカンに於ける人口は、冬期には、二倍に増加し、之に反して、アルプスのある村落では、冬期には、人口が二分の一に減少すると報告されてゐる。<sup>11)</sup>我國の避暑地又は避寒地に於ても、これと同一の現象を見る事が出來ると想像し得られる。然るに國勢調査は所謂瞬間調査である。ある年次の平均氣温を算定する場合と同一の方法に従つて、一ケ年間、毎日、人口數を實査し、其の結果の算術平均を算定すれば、正常的人口數を知る事が出來るのであらうが、これは勞力の點から言つても、また經費の點から言つても殆んど不可能の事に屬する。ここに於て、如何なる調査期日を選定す可きかが重大問題となつて來る。ある年次の瞬間に於ける地域別人口分布の状態が、其の年次に於ける正常的狀態に一致しない迄も、之を表示してゐると信じ得るが如き人口の瞬間調査を必要とする譯である。それ故に何れの國に在つても、他の事情の許す限りに於て、

(國勢調査と同時に、職業調査又は經營調査を實施する場合には、凡ゆる

- 22) Wappäus, Einleitung in das Studium der Statistik. S. 138.  
Meyer, a. a. O., S. 109. ff.  
Zizek, Grundriss der Statistik. 2. Aufl. S. 235.
- 23) Beukemann, Methode und Umfang der deutschen Volkszählungen (Die Statistik in Deutschland Bd. I. S. 198)
- 24) Beukemann, a. a. O., S. 199.

職業又は經營が最も多く活動(註三)してゐる季節が考慮される。調査期日は、人口移動の最も少なき時期を選ぶ事になつてゐるし、(註三)また指定せられたる調査期日には、人口の移動を多からしむるが如き集會、催物を努めて禁止する方針を採つてゐる。(註三)

(註三) この點に關しては別の意見もあつて、理論上、七月一日が最も適當であると言はれてゐる。これ、丁度、一ヶ年の中央に位する期日であるからである。(註四)地域別人口の正常的分布を問題外に措く場合には、この意見は極めて正當である。何故ならば七月一日に於ける一國の人口数は、其の年次に於ける平均人口數に最も接近してゐる事は、理論上、考へ得る所であるからである。しかし、この論者も認めてゐる如く、(註五)七月には、避暑客が多く、人口が一地域に偏在する危険があつて、實際上、適當なる時期ではない。

人口數そのものの地域的分布が正常的状態を表示してゐるのみでは、吾々は尙ほ満足する事が出来ないのである。國勢調査の結果に對しては、尙ほこれ以上のものが要求されてゐる。それは人口構成の内容に關するものであつて、體性別、年齢別、職業別、世帯別等に依る人口構成の地域的分布も正常的状態を表示してゐるものでなければならぬ。この人口構成は、社會事情研究の統計的基礎をなしてゐる場合が少なくない。一例を示せば、婚姻率は其の年次に於ける婚姻數と婚姻可能年齢内に在る人口數との比例に依つて算定せられる。尙ほこの外に、離婚率、出生率、死亡率、死亡表等についても、之と同様の手續を必要とするのであつて、人口構成の内容は極めて重要な役割を演じてゐる。また、住居統計研究に在つては、世帯構成員に關する統計資料を、又統計研究に在つては、職業人口に關する統計資料を缺く譯には行かない。我國の人口動態統計

- 25) 獨逸關稅同盟に關しては Fischer, G., Über das Wesen und die Bedingungen eines Zollvereins (Jahrb. f. Nat. und Stat. Bd. 7 參照)
- 26) Wappäns, a. a. O., S. 140.
- 27) Beukemann, a. a. O., S. 202.
- 28) 財部博士、人口とは何か(前出書 二二〇頁)
- Böhmert, Ortsanwesende Bevölkerung und Wohnbevölkerung (Allg. Stat. Archiv.

資料は、原則として現在地主義を採り、出生、死亡は其場所、婚姻、協議上の離婚は婚家に在る當事者の所在地、裁判上の離婚は離婚を請求した者の所在地（これは我國に於ては極めて少ない。例へば昭和元年に於ける離婚總數は五〇、一一九であるが、其の内、裁判上の離婚は僅か四〇二である。）死産は分娩の場所に依つて調査されてゐる。出生數及び死亡數は、大病院の所在地に於て異常に多いと言ふ事は想像し得る所であるが、其の地方の出産率及び死亡率の算定には、特別の考慮を加へる事も可能であるし、また、大體に於て、これ等の人口動態現象は、普通、日常の住居地に於て生起すると考へても大した誤りはないであらう。動態人口の性質については、別の機會に、一層詳細なる吟味を試み度いと思つてゐるが、先づ、ここでは一應、人口動態統計は、各地域（府縣別又は市町村別）に於ける正常的現象を表示してゐるものと考へて置く。然らばこれ等の人口動態に對して、比率の算定上、其の基準として利用される人口數並に其の構成要素も、其の地域に於ける正常的状態を表示してゐるものでなければならぬ。若し之が確實にして正當のものでなければ、其の比率の信賴價値に疑ひが生ずるからである。今日の如く人口移動の激しき社會に於ては、本籍人口（法律人口の一種である）は、各地域に於ける正常的人口數を表示し得るものでない事は明白であつて、従つてこれは社會事情研究の爲めに、其の統計資料として役立つものでない事は既に説明した通りである。假りに現在人口主義に基く國勢調査の結果が、共に其の地域に於ける人口數の正常的状態を良く表示してゐるとしても、若し其の人口構成の内容を吟味して、兩者の間に差異があるとしたならば、其の地域に於ける人口構成の正常的状態を、より良く表示してゐる方を採用す可きである。例へば現在人口主義に基く國勢調査の結果に依れ

1914. S. 177)  
29) Burgdörfer, Die Volks-, Berufs- und Betriebszählung 1925 (Alig. Stat. Archiv. 1925. 參照)

內閣統計局編、國勢調査參考書(昭和三年六月刊行)四〇一五二頁參照  
\* 竹内秀次郎氏、市町村現住人口の價値に就て(統計集誌、大正六年、三、四、五月號參照)

ば、ある地域に、平常、必らず存在する職業人口が、調査期日に、偶然旅行中の故を以つて、調査に漏れる場合があり得る。即ち牧師が、調査期日に、偶然旅行中の爲めに、調査の結果、ある教區に一人の牧師も存在してゐないと言ふ事も生じ得る。<sup>37)</sup>しかも、他の職業人口が、調査期日に、偶然に一時的現在せる結果、人口數には差異を生じない事があり得る。要するに人口數には差異なくして、只だ其の人口構成の内容のみ差異ある場合を想像し得るのである。斯くの如き場合、人口數そのものについて言ふ時は、何れの主義による調査結果も、利用上、同一の價值があるが、若し人口構成の内容を問題としなければならぬ場合には、一時的不在人口を加算し、一時的現在人口を除去せる人口數の方がより確實にして正當なる利用價值を有つてゐると言はなければならぬ。この事は、職業人口についてののみならず、年齢別、體性別又は世帯別人口についても言ひ得られる。

上述せる諸問題については、何れの論者即ち現在人口主義を主張する者も、また、住居人口主義を主張する者も共に之を承認するのである事は、後段の説明によつて自ら明白となるであらう。

#### 四

國勢調査に於ける現在人口又は、事實人口は普通の解釋に従へば、理論上、調査時に、其の調査地域に現在する個人の總量である。<sup>38)</sup>故にこれは、調査時に、其の調査地域に現在せる常住人口に、一時的現在者を加算し、一時的不在者を除去せる人口から成立つてゐる。しかし、獨逸及び我國の如く、現在人口を、普通世帯又は準世帯と結合して(註四)調査する場合には、この現在人

30) 保健衛生調査會の國勢調査實施に關する建議書(統計集誌、大正六年、五月號五八頁參照)

31) Meyer, a. a. O. S. 108.

32) Winkler, Volkszählungen (Handwörterbuch der Staatswissenschaften. 4 Aufl. Bd. 8. S. 862)

Mayr, Statistik und Gesellschaftslehre. Bd. 2. S. 29.

口主義は、實際上、完全なる徹底を期し難いのである。<sup>39)</sup> 調査時に、偶然屋外に在り、又は夜業、夜勤、宿直等の爲め、世帯のない場所にも、調査日に自己の世帯に歸る可きものは、其の世帯に現在したる者として取扱ひ、また旅行中で、旅店、其の他の世帯に宿泊しない事の豫め明かな者は、調査日の午前八時迄に始めて到着した世帯に現在した者として取扱ふ事（申告書記入心得参照）になつてゐる。それ故に現在人口主義も實際上、ある制限を受ける場合が少なくないが、現在人口主義を奉ずる者は、この現在人口が、國勢調査上、凡ゆる點に於て、最も適切なる人口であると主張する。

（註四） 我國に於て普通世帯とは、住居及び家計を共にする者の集りを言ひ、また進世帯とは、寄宿舎、病院、旅店、下宿屋、合宿所、船舶に在る家計を共にせざる者の集りを言ふ。<sup>40)</sup>

國勢調査に於ける現在人口主義を辯護して、其の爲めに最も華々しき論戦を交へた者は H. H. H. Müller である。<sup>41)</sup> 私の知れる限りでは 彼は、先づベルリン統計會議に於て、この現在人口主義を主張し、<sup>42)</sup> Meyer の二回に亘る異論に對して、彼の主張を固守し、其の爲めに二論文を發表してゐる。尙ほ更に、Zur Theorie und Praxis der Volkszählungen<sup>43)</sup> と題する論文中に於ても、現在人口主義を強調してゐる。彼は、理論上、必らずしも住居人口主義を否定するものではないが、實際上、事實人口（又は現在人口）主義に據る調査を以て足れりとするものである事は、Meyer の意見に對して、理論上、反對するのではないと言つてゐるに徴して明らかである。<sup>44)</sup> そして彼は、現在人口主義も無條件に是認するものではなく、之に對しては、絶對的要件として「調査の正常時」(Normalzeit)

Müller, Deutsche Bevölkerungsstatistik. S. 7.

33) 内閣統計局編、國勢調査參考書(昭和三年六月刊行)參照

34) Whipple, Vital Statistics. 2. ed. P. 104.

35) Whipple, ibid, P. 104.

36) 日本帝國人口動態統計凡例參照

37) Scheel, Zur Technik der Volkszählungen (Jahrb. f. Nat. und Stat. Bd. 12. S.

malzeit der Zählung)を要求する。従つて彼の主張する事實人口と言ふのは、調査の正常時に、其の調査地域内に現在する人員の總數である。<sup>47)</sup> 事實人口は素より一年間、毎日、之を調査して、其の算術平均の算定に基くものではなく、ある一時點に於ける瞬間調査である以上、所謂平均人口と完全に一致するものではないが、<sup>48)</sup> しかし、調査時が、大體に於て、正常的であると看做される場合、其の現在人口はよく平均人口に接近すると言ふのである。<sup>49)</sup> ここで調査の正常時と言ふのは、

現在人口	八五三三一六
内一時的現在者	三九二〇
差引	八四九三九六
旅行中の不在者	四五二三
住居人口	八五三八一八

人口移動の比較的にも最少なき季節を指す。獨逸に於ては、夏期、建築業者が大都市に集り、また都會人が温泉地又は海濱に出かける傾向があるから、かかる時期を避けなければならない。各人が自己の常住地に比較的にも最少靜止の状態を保つてゐる時

期を見計つて瞬間調査を実施するならば、其の現在人口は殆んど正常的のものであると見て差支へない。この正常時に於ては、一時的不在者と一時的現在者との差異は極めて僅少であると言ふのである。<sup>50)</sup> 彼は、一八六一年並に一八六四年に於ける Hessen の人口調査の結果について、現在人口と住居人口との差は僅か $\frac{1}{2}$ %に過ぎないと言つてゐる。<sup>51)</sup> そして彼の示してゐる統計數字は上掲の如くである。<sup>52)</sup>

尙ほ更に、Mainz, Darmstadt, Offenbach の諸大都市に於ける事實人口と住居人口とを比較して、左の如き統計數字を示し、兩者の間に差數の少なき論據としてゐる。<sup>53)</sup>

假りに住居人口が、理論上、事實人口よりもより正確であるとしても、調査の正常時に於ける

158)  
 38) Mayr, a. a. O., S. 26.  
 Wappäus, a. a. O., S. 134.  
 Fabricius, Über factische und rechtliche Bevölkerung (Jahrb. f. Nat. und Stat. Bd. 10. S. 2)  
 Müller, a. a. O., S. 14.

	事實人口	住居人口
マインツ	四二七〇四	四二四四七
ダムルスタット	二九二二五	二九一四二
オツフェンバッハ	一九三七七	一九四三八

要はなく、事實人口を以て満足し得る。まして住居人口に在つても、瞬間調査である以上、これも亦決して正確に平均人口に一致する譯のものではなく、只だ相對的に平均人口により、接近してゐると信じられてゐるに過ぎない。<sup>34)</sup>事實、普通の状態の下では、一時的現在者と一時的不在者ととの差数は多くないのであるから、住居人口と同様に、事實人口も平均人口に接近してゐるものと看做し得べく、これは社會事情研究に十分役立つものであると、彼は主張する。<sup>35)</sup>

尙ほ彼が住居人口を積極的に排撃する理由は他にある。住居人口を調査する場合、先決問題は、「一時的現在者」及び「一時的不在者」の概念的定義の決定である。Meyerは、其の調査地域に於ける六ヶ月未満の滞在者を一時的現在者となし、また六ヶ月未満の不在者を一時的不在者となしてゐる。<sup>36)</sup>しかし Fabricius に従へば、これは餘りに人工的區分に失してゐる。一時的現在者並に一時的不在者の境界を、六ヶ月としなければならぬ理論的根據はない。寧ろ六ヶ月と言ふ境界は餘りに長過ぎはしないであらうか。農業使用人、職工、又は職人等は、其の滞在地の生産業に従事するものであるが、六ヶ月を境界とすれば、其の大多數は、其本籍地の調査に記入されるか、浮浪者の地位に置かれる事となつて、調査地域に於ける職業人口の常態を示し得ない危険を伴つて来る。何故ならば彼等は六ヶ月以上、同一地域に滞在する事は稀であるからである。また人口

39) Mayr, a. a. O., S. 26.  
 40) 國勢調査施行令第三條參照  
 41) Beukemann, a. a. O., S. 199.  
 42) Sein Rede in der I. Section des berliner statistischen Congresses. Rechenschaftsberichte Bd. II.  
 43) Meyer は二回共 Das Princip der rechtlichen und der factischen Bevölkerung と

動態統計を考慮に入れる場合、六ヶ月も滞在する者の出生又は死亡現象は、滞在地の統計に計上せられる事が少なくないに拘らず、靜態人口調査に於て、これ等の人口が本籍地の調査に記入せられる事は却つて不合理を生ずる。<sup>57)</sup> また、この境界は五ヶ月としても四ヶ月としても差支へなく、事實、各國の國勢調査に於て、この境界は區々に分れてゐるのであるから、之は要するに便宜的區分に過ぎない。假りに其の境界が、理論上、六ヶ月でなければならぬとしても、實際上、不在者及び現在者を調査する場合、果して現在者及び不在者の滞在期間が六ヶ月以内であるか或は以上であるかを正確に決定する事は困難な場合が少なくない。<sup>58)</sup> そして彼は、便宜の點から言へば、事實人口主義に據る調査が最も簡單であると言つてゐる。<sup>59)</sup>

次に彼は、國勢調査に於て調査される人口數が確實であると共に、其の人口構成の内容も、婚姻、出産、死亡、死亡表等の研究上、利用し得るものでなければならぬと言ひ、<sup>60)</sup> 調査の正常時に於ける事實人口の構成内容は、體性別、年齢別分布、人口の密度、其の他社會事情の研究にも適するものであると述べてはゐるが、<sup>61)</sup> しかし、事實人口の構成内容が、如何なる程度に於て、住居人口の構成内容に接近してゐるかに關し、之を統計的に實證してゐないのは遺憾である。この點に關しては、我國の濱田氏の統計的研究がある。<sup>62)</sup> 濱田氏は、現在人口及び住居人口の人口數を比較するに當つて、東京市(明治四十一年十月一日調) 神戸市(明治四十一年十一月一日調) 京都市(明治四十四年十一月一日調) 札幌區(明治四十二年三月一日調) 佐渡郡(明治四十二年十二月一日調) 臺灣(大正四年十月一日調)の調査資料を利用し、また、現在人口及び住居人口の人口構成の内容を比較するに當つて、東京市勢

言ふ論題で *Jahrb. f. Nat. und Stat. Bd. 6. S. 97-112* 及び *S. 424-432* に於て住居人口主義を主張して *Fabricius* に反對してゐる。

- 44) *Fabricius* は一回は *Über Volkszählungen (Jahrb. f. Nat. und Stat. Bd. 6. S. 305-323)* に於て、次には *Über factische und rechtliche Bevölkerung (Jahrb. f. Nat. und Stat. Bd. 10. S. 1-19)* に於て *Meyer* の異論に反駁してゐる。
- 45) *Zeitschrift des Kgl. Preussischen Statistischen Bureau. Jahrg. 8. S. 184-198.*



調査資料を専ら利用してゐる。濱田氏の觀察に従へば、現在人口百に對する常住人口は九九・二乃至九九・八である。(臺灣では一〇〇・五)また、現在人口に對する常住人口の年齢別並に體性別による差は、年齢別並に體性別によつて多少の相違があるが、比例上の差は、大體、〇・〇一乃至〇・〇四であり、また現在人口に對する常住人口の職業別による差も、大體、千分の一以下で、多くは萬分の幾何と言ふ程度のものに過ぎなく、要するに「現在人口には人口の常態を見るに不適當であると言ふ事は一般的に謂へないので、郡なり又は府縣なりの狀況を見るには敢て差支へない。」と言つてゐる。<sup>62)</sup>

Fabricius の現在人口主義に反對して、住居人口主義を支持した者に Meyer がある。彼の意見に従へば、國勢調査に際しては、國家又は地方自治體に對する法律的從屬關係から出發する事も出來れば、或は國家又は地方自治體の區劃内に於ける住居關係から出發する事も出來る。更に後者については「調査時に於ける滞在」(Aufenthalt zur Zeit der Zählung) と「慣習的又は繼續的滞在」(gewöhnlicher oder dauernder Aufenthalt) の區別を設け、一方の人口を事實人口と稱し、他方の人口を住居人口と稱する。<sup>64)</sup> 法律人口並に事實人口については既に説明したが、住居人口とは、事實人口に一時的不在者を加算し、一時的現在者を除去せるものである。<sup>65)</sup> 彼は、必らずしも事實人口を全く無用であるとは言はない。例へば一地域に於ける消費力は事實人口に依存してゐる、一地域に於ける消費力は、一時的不在者の爲めに減少し、一時的現在者の爲めに増大する、従つて消費統計に利用される人口は事實人口でなければならぬと言つてゐる。<sup>66)</sup> しかし一地域に於け

46) Fabricius, Über Volkszählungen. S. 305.

47) Fabricius, Über factische und rechtliche Bevölkerung. S. 2.

48) Über Volkszählungen. S. 321.

49) Über factische und rechtliche Bevölkerung. S. 4.

50) Zur Theorie und Praxis der Volkszählungen. S. 185.

51) Über factische und rechtliche Bevölkerung. S. 6.

る經濟的生産力は其の地域に於ける繼續的在住者即ち住居人口に依存してゐる、一時的現在者又は單なる旅行者は其の地域の經濟的生産力に關與する事は殆んどない。従つて職業人口調査には住居人口を問題としなければならぬ。また、婚姻、出生、死亡等は、主として其の地域に常住する者の間に生起する動態現象であるから、斯くの如き人口動態統計に於ける比率算出の根據として利用する人口も亦住居人口でなければならぬ。更にまた、死亡表を作成する場合にも、其の地域に僅か數日滞在せる人口をも包括せる年齢階級別人口を基礎とする事は不合理であつて、これにも住居人口を利用す可きであると、彼は主張してゐる。<sup>57)</sup>

更に彼は、事實人口は、Factionis 達の主張するが如く、一地域に於ける平均人口數を最も良く表示するものではなく、調査時に於ける一時的現在者と一時的不在者とは、其の年次に、其の地域に於ける一時的現在者と一時的不在者との平均値に均しいと言ふ事は、極めて例外的事例に屬すると言つてゐる。<sup>68)</sup> また事實人口と住居人口との差異は、一見、僅少であるが如くに見えるが、若し其の人口數以外に、構成内容を點檢するならば、其の差異は決して小さいものではない、例へば Darmstadt の調査資料を見るに、一時的現在者は三四七、一時的不在者は二六四で、兩者の差數は僅か八三であるが、しかし、兩者の構成内容は決して同一であると見る事が出来ない。<sup>69)</sup> この點に關しては、Körösi も論及してゐるが、<sup>70)</sup> Scheel の研究が最も詳細を極めてゐる。<sup>71)</sup> 彼は、一八六七年十二月三日に於ける Saaldorf の調査資料に基き、現在人口と住居人口との間に存する差異を、年齢別、配偶關係別、世帯別、宗教別、國籍別及び職業別に亘つて統計的觀察を試み、一時

52) Zur Theorie und Praxis der Volkszählungen. S. 188.  
 53) Über Volkszählungen. S. 307.  
 54) Über Volkszählungen. S. 321.  
 55) Über factische und rechtliche Bevölkerung. S. 3.  
 56) Über factische und rechtliche Bevölkerung. S. 6.  
 Meyer, a. a. O., S. 108.

的現在者數と一時的不在者數との間に存する差異は僅少であるが、この理由に基いて事實人口を採用する事は、人口の構成内容を問題とする場合、決して許容し得ざる所である、蓋し一時的現在者の構成内容と一時的不在者の構成内容との間には大なる差異があるからである。彼は、これ等の諸點に關し、凡て統計的事實を示し、事實人口は社會事情研究の基本資料としては決して適當なものでないと主張してゐる。<sup>72)</sup>

Fabricius は一時的滞在期間の境界を人工的に區分する事に對して異議を説へたが、この點に關して Meyer は左の如く説明してゐる。人間は誰でも、一年の内、其の過半數を住居する一定の滞在地を有つてゐるものである。勿論、浮浪者については特別の取扱ひを必要とするけれども、普通、不在期間が六ヶ月未満の者を一時的不在者と看做し、同様に滞在期間が六ヶ月未満の者を一時的現在者と看做して差支へない、この區分は決して Fabricius が非難するが如く便宜的のものではなく、理由ある事であると述べてゐる。<sup>73)</sup>そして農業使用人、職人、職工等は、大部分、其の産業に従事せる住居地に於て調査される事になると言つてゐるが、<sup>74)</sup>この點に關する Fabricius の非難は、何等統計的事實を以てしなかつたと同様、彼も亦、何等實證的論據を示してゐないのである。

## 五

現在人口主義を主張する者と同様、住居人口主義を支持する者も、調査の正常時に於ける現在人口數が、住居人口數と略ぼ一致するものである事は、一般に認めてゐる。然るに現在人口主義

- 57) Über Volkszählungen. S. 312 ff.  
58) Über Volkszählungen. S. 311.  
59) Über factische und rechtliche Bevölkerung. S. 6.  
60) Zur Theorie und Praxis der Volkszählungen. S. 185.  
61) Über factische und rechtliche Bevölkerung. S. 6.  
62) 人口調査に於ける現在主義と常住主義(統計集誌、大正八年三月號)

を主張する者は、現在人口に於ける人口構成内容も、住居人口に於けるそれと略ぼ一致してゐると論するのであるが、住居人口主義を支持する者は之に反對する。しかしこの問題に關しては、Fabricius も Meyer も共に統計的事實を示してゐない爲めに、議論が概念的に終つてゐるのは遺憾である。Scheid は、統計的事實に基き、兩者の間に差異ある事を實證して、住居人口の必要を論じてゐるが、Fabricius をして言はしむれば、この程度の差異は問題とするに足らぬと言つて反駁するかも知れない。事實、我國に於て、東京市勢調査資料（明治四十一年調）に基き、濱田氏は、現在人口の構成内容と住居人口のそれとを對比して、其の差異は僅少であると主張したのであるが、同一資料に基き、島田氏（當時の東京市統計課長）は、大正八年、國勢調査法律案議事會に於て、<sup>53)</sup>其の差異は決して看過すべからざる事を力説してゐるのである。現在人口に於ける構成内容が住居人口のそれに對比して、其の差異が幾パーセントであるから、之は問題にしなければならぬとか、或は之を問題にせずしてよいかの議論は、結局、水掛論に終る危険が多いと信ずる。國勢調査に於ける人口は、社會事情研究に對して基本資料を提供するものである。比率算出の基準を與へるものである。従つて現在人口又は住居人口の價値は、一應、諸方面の研究に適用して見後、初めて決定する事が出来る。例へばこれ等二種の人口に基いて、出生率、婚姻率、死亡率を算定し、兩者を比較對照して、殆んど同一結果を獲る事が出来るならば、特に面倒な手續を必要とする住居人口の調査は無用であつて、事實人口の調査のみを以て満足する事が出来るであらう。反對に兩者の結果が相違を示す場合には、現在人口主義を主張する者も、理論上、より正確

63) 前出書 一三六頁

64) Meyer, Das Princip der rechtlichen und der factischen Bevölkerung. S. 98. 及び S. 425.

65) Meyer, a. a. O., S. 104. Mayr, a. a. O., S. 26 ff. Müller, a. a. O., S. 14 ff.

66) Meyer, a. a. O., S. 107.

67) Meyer, a. a. O., S. 107 ff. 及び S. 498 ff.

である事を認めてゐる所の住居人口の調査が必要となるであらう。この場合、Meyer<sup>68)</sup>も言つてゐる通り、調査上に困難があるからと言つて、住居人口の調査を避けてはならないのである。但し北米合衆國に於けるが如く、住居人口のみを單獨に調査する事は一特例であつて、普通、住居人口の調査も、事實人口の調査を基準にして行はれるものである。我國に於ては、大正九年以來、既に三回に亘つて國勢調査の實查があつたが、住居人口は未だ一度も調査せられた事がない。一時的滞在期間の決定は頗る困難な問題ではあるが、社會事情研究上に於ける事實人口及び住居人口の價値を比較する目的から言つて、一度、住居人口を調査して見る必要があらうと信ずるのである。

尙ほこの他に、住居人口を調査する事には、別の利益が附隨してゐる。現在人口の瞬間的調査は、理論上、極めて確實であるかの如く信ぜられるが、實際上、脱漏や二重計算による幾多の誤謬が存在してゐる。調査に於る脱漏の程度は如何なる手段を以てしても之を知る事は殆んど不可能であるが、若し一時的現在者並に一時的不在者を調査すれば、ある程度まで、二重計算を防止する事が出来るし、更に又、二重計算の程度を推定する事も出来るのである。一時的現在者數と一時的不在者數とは、全體として、理論上、一致す可き性質のものである。然るに獨逸に於ける國勢調査の經驗に徴すれば、獨逸全體で、其の差數は約四十万に達したと報告されてゐる。<sup>69)</sup>調査日に、旅行などで、偶然に自己の世帯を離れてゐる者は、臨時滞在地に於て調査されると同時に、自己の世帯に於ても申告され、結局二重計算の誤謬を犯す事が少なくなる。この一時的不在者を

68) Meyer, a. a. O., S. 108.

69) Meyer, a. a. O., S. 431.

70) Beukemann, a. a. O., S. 206.

財部博士、前出書 二二六頁以下參照

71) Scheel, Zur Technik der Volkszählungen (Jahrb. f. Nat. und Stat. Bd. 12. S. 156-172)

現在者として、自己の世帯に於て申告する事は、人間の自然的感情に基くものであると Beukemann は言つてゐる。<sup>79)</sup> この二重計算に基く誤謬は素より正確に測定する事は困難であるが、一時的現在者と一時的不在者とを調査する事によつて、申告者の注意を喚起する事にもなり、またある程度まで、この誤謬を推知する事も出来るのである。

一九二五年に於ける獨逸國勢調査は、職業調査及び經營調査を併せ實施し、調査期日を人口移動の多き六月十六日に變更した關係もあると思はれるが、兎も角、從來の現在人口主義を捨てて、再び一時的現在者及び一時的不在者をも調査する事とした結果、今日では、世界文明國の内、現在人口主義のみを採用してゐる國は僅かに英國と我國のみになつて仕舞つた。Böhmert は、一九一四年、次回の獨逸國勢調査に於て、住居人口も併せ實査されん事を希望したが、<sup>80)</sup> 私は次回の我國國勢調査に對して同様の希望を有つものである。

正 誤

本論文中「調査主體」とあるは「調査客體」の誤植

72) Scheel, a. a. O., S. 16.

73) Meyer, a. a. O., S. 109 及び S. 427 ff.

74) Meyer, a. a. O., S. 428.

75) 統計集誌、大正八年二月號、九〇頁——一頁參照

76) Meyer, a. a. O., S. 432.

77) Böhmert, Ortsanwesende Bevölkerung und Wohnbevölkerung (Allg. Stat. Archiv. Bd. 8. S. 181)

78) Beukemann, a. a. O., S. 203.

Zizek, Doppelzählungen in der Statistik (Allg. Stat. Archiv. Bd. 16. S. 230)

79) Beukemann, a. a. O., S. 203.

80) Böhmert, a. a. O., S. 186.